

規 則

地方公営企業法第十五条第一項ただし書に規定する職員を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十九年三月三十一日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県規則第二十五号

地方公営企業法第十五条第一項ただし書に規定する職員を定める規則の一部を改正する規則

地方公営企業法第十五条第一項ただし書に規定する職員を定める規則（平成十四年埼玉県規則第六十二号）の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「、参事」を削る。

附 則

この規則は、平成二十九年四月一日から施行する。